

令和4年11月29日

障害福祉サービス等事業所 管理者各位

茅ヶ崎市障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う代替支援の請求期間の延長について（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う代替サービスの提供を、下記のとおりとします。

1 代替サービス

本市では、新型コロナウイルスの感染を恐れ、利用者（本人）またはその保護者から通所を控えた
いとの希望があった場合、サービス提供が令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）
まで、代替支援サービスの請求を認めます。

2 対象サービス

放課後等デイサービス、児童発達支援、生活介護

※対象となるサービスの代替支援内容については、別紙「令和4年7月27日付 代替支援の内容」をご
参照ください。

※ただし、今後の新型コロナウイルスの状況で、上記に示した期間を延長または短縮する場合があります。
期間を変更する場合は、改めて通知いたします。

※ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

事務担当 茅ヶ崎市 障がい福祉課

請求担当 大畑、鈴木（岳）、山根、池内

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電 話 0467-82-1111

FAX 0467-82-5157

メー ル shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話がつながりにくい場合、質問等はメールにてお願いします。